

松江市ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市ブロック塀等安全確保事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第51条第1項に規定する組積造及び令第62条の2第1項に規定する補強コンクリートブロック造の塀をいう。
- (2) ブロック塀等の高さ 地盤面又は道路面からブロック塀等の頂部までの高さをいう。ただし、擁壁の上にブロック塀等が設置されている場合は、当該擁壁の高さを含むものとする。
- (3) 通学路 小・中学校の生徒が登下校に使用する道をいう。
- (4) 除却 ブロック塀等を解体し、処分することをいう。
- (5) 建替え ブロック塀等を除却し、新たな塀等（ブロック塀等を除く）を新設することをいう。
- (6) ブロック塀診断士 公益社団法人日本エクステリア建設業協会が定めるブロック塀診断士に登録している者をいう。
- (7) 耐震診断 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定される建築士又はブロック塀診断士が、別に定める基準への適合性を現地調査の上、確認することをいう。

(補助金の名称等)

第3条 補助金の名称、補助金の交付の目的、補助金の交付対象ブロック塀等、補助金の交付対象事業費、補助金の額、補助事業者及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市ブロック塀等安全確保事業補助金
補助金の交付の目的	松江市内に存する倒壊のおそれのあるブロック塀等の建替え又は除却（以下「建替え等」という。）を行う者に対し当該建替え等に要する費用を補助することにより、通学路を通行する者の人命及び財産の保護を図り、安全で安心なまちづくりを推進する事を目的とする。

補助金の交付 対象ブロック 塀等	次の各号のいずれにも該当するもの。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定に明らかな違反がある場合はこの限りではない。 (1) 松江市内に存し、倒壊のおそれのあるもの (2) 通学路の沿道に設置されたもので、通学路に面しているもの (3) ブロック塀等の高さが 0.8m を超えるもの (4) 耐震診断により、別に定める基準に適合しない項目が 1 以上認められるもの (5) 国、地方公共団体その他公的団体が所有する以外のもの
補助金の交付 対象事業費	安全確保に係るブロック塀等の建替え等の工事に要する費用
補助金の額	補助金の交付対象事業費又は補助金の交付対象ブロック塀等の長さに 1m 当たり 8 万円を乗じて得た額のいずれか低い額の 3 分の 2 とする。ただし、1 敷地当たり 264,000 円を上限とし、1,000 円未満の端数を切り捨てるものとする。
補助事業者	業者と請負契約を締結して補助金の交付対象ブロック塀等の建替え等を実施する者
終 期	令和 9 年 3 月 31 日

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 立面図
- (4) 断面図
- (5) ブロック塀等の現況写真（全景及び高さ、延長、ブロック厚がわかるもの）
- (6) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたことが確認できる書類
- (7) 工事費内訳書（計画）
- (8) ブロック塀等の所有者等を確認できる書類（登記事項証明書等の写し）
- (9) 補助事業者とブロック塀等の所有者が異なる場合は、所有者の同意書
- (10) 暴力団員等該当性の照会に係る同意書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (12) 提出書類チェックリスト

2 前項第9号の所有者の同意書は、市長がやむを得ないと認めた場合に限り、添付を省略することができる。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る請負契約書の写し
- (2) 工事費内訳書（実施）
- (3) 事業の成果を示す図書（実施）
- (4) 工事費の支払いに係る請求書・領収書の写し
- (5) 工事写真（着手前、施工中、完了後）
- (6) 産業廃棄物管理票の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (8) 提出書類チェックリスト

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。